

## RCUK が待望の OA 方針を公表 (Robin Peek)

Peek, Robin. RCUK Release Long-Awaited OA Policy. *Infortoday* newsbreaks July 10, 2006.  
<<http://www.infortoday.com/newsbreaks/nb060710-1.shtml>>

2005 年 6 月に英国研究評議会 (RCUK: Research Councils UK) は、公的資金を受けた研究へのオープンアクセス (OA: Open Access) についてのパブリックコメントを求めるために方針の草案を公表した

(<http://pqasb.pqarchive.com/infotoday/docsearch?5355895558161>)。その時点で RCUK は 8 つの研究評議会にわたって OA を義務化する態勢をとったように思われた。1 年後、2006 年 6 月 28 日に RCUK は、更新した方針説明書 (position paper) を公表し、それは今やその助成研究の大部分が OA となるべきことを強く推奨しているだけである。

報道発表で RCUK は、新しい方針が「公的資金を受けた研究は公衆の審査のため、できる限り迅速にかつ実用的に利用でき、アクセスできなければならない、という指針についての研究評議会の態度表明を再確認する」と述べた。だが、明らかに RCUK は[傘下の]研究評議会が合意する方針の調停に困難を感じ、それで単一の方針の代わりに、各評議会は OA に対する独自のアプローチの実施方法について各自で決定するだろう。

方針説明書によれば、「研究評議会は、被助成研究者が、そうするように要求された場合、研究評議会の助成研究の成果を各研究評議会が支持した受入れ可能なりポジトリに保管すべことに合意した。この要求は各研究評議会の指針で指示された時期から発効するだろう。」

*Guardian* 紙に発表されたインタビューで、当初の RCUK の計画に強く反対していた、学協会出版社協会 (Association of Learned and Professional Society Publishers) の事務局長 Sally Morris は新しい計画を「以前の草案についての改善であり、その中で各研究評議会が各学問分野で適切であると思われるものを反映する自由を認めたものである」と説明した。

残念なことに、全ての評議会の指針の実施がわかるには少し時間がかかるだろう。生命工学・生物科学研究評議会 (BBSRC: Biotechnology and Biological Sciences Research Council)、医学研究評議会 (MRC: Medical Research Council) および経済・社会研究評議会 (ESRC: Economic and Social Research Council) は既に保管を義務化するだろう、と発表した。研究評議会中央研究所評議会 (CCLRC: Council for the Central Laboratory of the Research Councils) は、義務化というよりはむしろ「強く推奨する」ことを決定した。米国衛生研究所 (U.S. National Institute of Health) が行った同様の方針が不十分だったことを考えると、これはかなり驚くべき選択である。工学・物理科学研究評議会 (Engineering and Physical Sciences Research Council) が 2008 年までその方針を保留すると述べたのに賛成し、残りはそれらの方針の検討を続けることを選択した。

長年にわたる OA の提唱者、Stevan Harnad によれば、これらの義務化の表現には問題がある。「3 つの RCUK はセルフアーカイビングを義務化し、それは極めて時宜を得たものでそれ自体歓迎すべきであるが、一つ大切なことに対して不必要に優柔不断である。それは保管が発生する時期である。一部 (ESRC および BBSRC) は、曖昧に「できるだけ早い機会に」という。その他 (BBSRC) は「出版の 6 ヶ月以内」という。そしてまた[この語句には]見出しが付いている。「著者との間の出版者の合意による。」

問題をはらんでいるように思われる新しい方針の側面の一つは、「これらの要求の完全な実施には、現在の著作権や使用許諾方針、例えば、保管したコンテンツの非商業目的での利用を制限する禁止期間や条件、を著者が尊重するようなかたちで取りかからなければならない。研究評議会の立場は、出版者が現在の方針の精神を支持する、という前提に基づいている。」

「私の推測は、それは出版者に従ったものであるが、恐らく OA 保管を認め、現在の範囲での禁止期間を保持することによって「現在の方針の精神を維持する」間だけである」と Open Access News の著者である Peter Suber は見ている。「もし、これが正しいとするならば、出版者がこの精神を守らなかった場合、RCUK はどのような決定を行うだろうか。RCUK が出版者の経済的利害よりも公共の利益を優先する前に出版者はどのように妨害すべきなのか。」

この方針をオープンアクセス運動の勝利としてとらえることができるが、それはまだ不完全なものである。この課題をもっと追求するために、RCUK は出版方式の変更の影響を査定する研究プロジェクトを実施している。研究情報ネットワーク (Research Information Network)、RCUK および英国貿易産業省 (U.K. Department of Trade and Industry) は、2006 年 4 月に開始し、夏の半ばまでに結論が求められている、学術雑誌出版の入手可能データの分析を委託した。それは、3 つの合同助成者を代表し、電子出版サービス (EPS: Electronic Publishing Services Ltd. <http://www.epsLtd.com>) とラフバラ大学情報課科学部 (Loughborough University Department of Information Science <http://www.lboro.ac.uk/deparment/dis>) が共同で実施しつつある。

## リンク

- 1) 研究評議会 (RCUK: Research Councils UK) ホームページ  
<http://www.rcuk.ac.uk>
- 2) RCUK の新しい OA 方針のページ  
<http://www.rcuk.ac.uk/access/index.asp>
- 3) 助成方針の一部としての各研究助成機関の方針概要  
<http://www.sherpa.ac.uk/juliet>
- 4) 学術雑誌出版のデータ分析  
<http://www.rin.ac.uk/?q=data-scholarly-journals>